

令和8年度 観光月間・沖縄花のカーニバル推進事業 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和8年度 観光月間・沖縄花のカーニバル推進事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業目的

沖縄観光に対する県民の理解及び関心を高めることを目的として定められた「観光の日」及び「観光月間」を広く普及啓発することにより、県民及び県内各関係機関に対し、観光客受入の機運醸成を図ることを目的とする。

また、「沖縄花のカーニバル」を広く展開することにより、沖縄の地域特性を活かし「暖かい沖縄」「花いっぱいの冬」を県内外の観光客（インバウンド含む）にアピールし、冬の旅行コンテンツとしての存在を高め、沖縄観光のイメージアップと誘客拡大や観光需要の時期の平準化及び消費額の拡大につなげることを目的とする。

4 委託業務の概要

本業務においては以下の業務を委託する。

- (1) 観光の日・観光月間推進業務
- (2) 沖縄花のカーニバル推進業務
- (3) 情報ツールの保守・管理
- (4) (1)～(2)の効果測定

5 委託業務の内容

(1) 観光の日・観光月間推進業務

県民の観光産業に対する理解及び関心を深めるとともに、観光客受入の機運醸成を図るため、沖縄県観光振興条例で定めた「観光の日（8月1日）」の県民への周知及び「観光月間（8月）」をとおした広報宣伝等に関すること。

ア 「観光の日」「観光月間」について、県民・県内事業者・県内関係機関、観光客（インバウンド含む）への周知啓発

イ 「観光の日・観光月間」の周知及び広報宣伝において、イベント実施等、県民に広く訴求できる取組について提案すること。また、イベント実施においては、県民に参加してもらいやすい工夫を盛り込むこと。

ウ 広告物（ポスター・ノベルティ等（各500部程度））の制作及び発送

エ マスコミキャラバン、新聞・テレビ・ウェブ・SNSサイト等を効果的に活用したクロスメディアプロモーションによる広報展開

オ 観光客受入の機運醸成を目的とした「クリーンアップ活動支援事業」を実施することとし、関係機関と連携し効果的な周知・広報の方法について提案すること。

カ その他「観光の日・観光月間」の周知啓発に関する新しい取組の提案・実施

キ ア～カの実施に当たっては、県内観光関連機関との連絡調整をすること。

※周知広報やイベント等の実施にあたっては、効果的な取り組みとなるよう、実施方法や内容について具体的に提案すること。

※クリーンアップ活動支援事業については、観光地や自然海岸などを中心に、地域が主体となり、行政・観光協会・観光関連事業者等と連携した取り組みについて提案すること。

(2) 沖縄花のカーニバル推進業務

県内外から冬場の沖縄観光の誘客拡大を図るとともに、観光需要の時期の平準化及び消費額の拡大を図る。また、観光コンテンツとしての魅力を高め沖縄観光のイメージアップ並びに観光客受入の機運醸成を図るため、「沖縄花のカーニバル」をとおした広報宣伝等に関すること。

ア 「沖縄花のカーニバル」について、イベント実施等による周知広報など効果的な広報の手法について提案すること。

イ パンフレットの制作（20,000部程度）・発送
花に関連したイベント情報、観光スポット、花に関連した取組を行う企業・団体施設等の情報を紹介するパンフレットを作成すること。また、パンフレットの多言語版をWeb上に掲載することとし、多言語化のための平易な日本語による文章を別途作成すること。

ウ 広告物（ポスター・ノベルティ等（各500部程度））の制作及び発送

エ マスコミキャラバン、新聞・テレビ・ウェブ・SNSサイト等を効果的に活用したクロスメディアプロモーションによる広報展開

オ その他沖縄花のカーニバルの普及啓発に関する新しい取組の提案・実施
カ ア～オの実施に当たって必要とされる県内観光関連機関との連絡調整

※イベントの実施にあたっては、効果的な取り組みとなるよう、実施場所や内容について具体的に提案すること。

※各地域で実施される関連イベントについては、「沖縄花のカーニバル」に連携する取組とわかるよう、効果的な提案を行うこと。

※イ、ウに関して、事業を紹介するホームページに繋がるQRコードを掲載し、制作物を関連団体へ発送すること。

(3) 情報ツールの保管・管理

本事業の紹介に繋がるホームページ等を作成し、保守・管理をすること。

(4) (1)～(2)の効果測定

(5) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業報告書等

- ・上記(1)～(4)に係る実施計画書の作成（1部）
- ・上記(1)～(4)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
- ・上記(1)～(4)に係る事業報告書（電子データ一式）

6 業務の進捗状況の打合せ

本委託業務の進捗状況や業務内容等に関する打合せについては、定期的（毎月10日頃）に実施し、議事録を作成すること。また、県からの求めがあった場合は、その都度、すみやかに打合せを実施すること。

7 成果物

(1) 成果物

ア 業務報告書（データ一式）

イ 本委託業務に関連して制作した制作物（制作等に要したデータ等を含む）

ウ その他県が必要と認める書類等

(2) 著作権

本委託業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、業務の執行にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

8 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務（請負にかかる再委託業務は除く）

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限について

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲について

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務の範囲は以下のとおりとする。

ア 情報ツール制作

イ 各種媒体プロモーション

ウ Webサイト更新

エ 調査業務、効果測定

オ その他、簡易な業務

(4) 再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ イベントにおけるブースの設営または運営(但し、契約額が100万円未満のものに限る。)

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費であり、次の式の計算式により算出すること。

【(直接人件費+直接事業費-再委託費)×10/100以内】(小数点以下切り捨て)

上記計算式による再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

(請負契約の例：機械装置等の設計・製造・改造、ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、分析鑑定等)

※ 継続事業で上記計算式により難しいなど特殊要因がある場合は、実績、実情を勘案し、適正かつ合理的な方法に基づき算出された金額を見積もること。

事業費の中に、委任契約に基づく再委託業務が含まれている場合は、当該費用は事業費から差し引いた上で、一般管理費を計上すること。

10 提案にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要がある。

11 その他

受託者は、本仕様書及び委託契約書第2条の規定により県が承認した実施計画書に基づき、委託業務を実施すること。

本仕様書の記載内容の詳細及び本仕様書に記載のない事項については、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と密接な協議のもとで実施すること。

(以上)